<u></u> 訴	訟の状況(含	和2年度	分)	令和3年3月31日現在	
番号	件名	訴訟提起日	担当裁判所	概要	訴訟の状況
1	公金支出差 止請求等住 民訴訟	H29. 9. 28 ※応訴	東京高等裁判所	北川原公園予定地内に生ごみ搬入車 両の専用路を整備することは違法で あるとして、建設に関する工事費用 等一切の支払等を日野市長に対し請 求するよう求めるもの(※訴えの変 更後)	継続中 ※一審:原告の請 求認容
2	生活保護基 準引下げ違 憲損害賠償 請求訴訟	H30. 5. 14 ※応訴	東京地方裁判所	平成25年から平成27年にかけて行われた3段階にわたる生活保護基準の引き下げは、違憲・違法であるとして、最低限度の生活を下回る生活を強いられたことにより被った損害の賠償を求めるもの	継続中
3	損害賠償を 請求するこ とを求める 住民訴訟	R1. 6. 12 ※応訴	東京地方裁判所	元副市長との間の臨時職員雇用契約 の締結及び当該契約に基づく賃金の 支出は違法であり、市に損害を与え たとして、前市長及び市長に対し損 害の賠償を請求するよう求めるもの	継続中 ※5、6番の訴訟と 併合審理
4	情報公開処 分取消等請 求訴訟	R1. 12. 11 ※応訴	東京地方裁判所	行政情報公開請求に対し、対象文書 名を明らかにしないで非公開決定し たのは違法であるとして、処分の一 部の取消等を求めるもの	R3. 2. 16請求を認 容する判決 R3. 3. 2判決確定
5	損害賠償等 請求住民訴 訟	R1. 6. 26 ※応訴	東京地方裁判所	市立病院の元臨時職員(元副市長)に 日額6万円の賃金を支給したのは違 法であるとして、当時の病院長、事務 長及び総務課長に対し損害の賠償を 請求するよう求めるもの	継続中 ※3、6番の訴訟と 併合審理
6	不当利得返 還履行請求 住民訴訟	R1. 6. 26 ※応訴	東京地方裁判所	市立病院の元臨時職員(元副市長)が 勤務時間中に川辺堀之内土地区画整 理組合の仕事をしていたとして、支 払い済み賃金等の一部の返還を請求 するよう求めるもの	継続中 ※3、5番の訴訟と 併合審理
7	不当利得返 還履行請求 住民訴訟	R2. 5. 8 ※応訴	東京地方裁判所	川辺堀之内土地区画整理組合に対し、公益上必要がないのに助成金を 交付したとして、同組合に対し助成 金の返還を請求するよう求めるもの	継続中
8	不当利得返還請求訴訟	R2. 10. 17 ※提起	東京地方 裁判所立 川支部	市立病院の元臨時職員(元副市長)に対し、勤務すべきであった時間中に川辺堀之内土地区画整理組合の仕事をし、不当に賃金の支払いを受けたとして、支払い済み賃金等の一部の返還を請求するもの	継続中

9	住民税追徴 課税取消請 求訴訟	R2.11.22 ※応訴	東京地方 裁判所	住民税の賦課決定は納税通知書を送付した場合は一度しか適用できず、 それに反する追徴課税は違法である として、その返還を求めるもの	継続中
---	-----------------------	-----------------	-------------	--	-----